

港 湾 作 業 料 金 表

適 用 港

宇 部 港	小野田港	唐 津 港
長 崎 港	鹿児島港	荻 田 港

平成 7 年 9 月 8 日認可

平成 7 年 9 月 16 日実施

港 湾 荷 役 料 金 表
(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く)

I. 適 用 範 囲

この港湾荷役料金は、当該貨物について、接岸本船の船内荷役と沿岸荷役を同一委託者から引受けた場合又は、異なる委託者からであっても当該貨物に係る接岸本船の船内荷役と沿岸荷役が同量となる引受の場合等船内荷役と沿岸荷役の荷役手配が一貫して行える場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

(1トンにつき 単位円)

品 目				金 額		
				接岸本船 ←→ 上屋・野積場内	接岸本船 ←→ 上屋・野積場前	
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入		899	796	
		空		765	677	
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング			1,719	1,565	
	ノックダウン自動車			1,336	1,215	
	完 成 車 (重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)			1,879	1,698	
	完 成 車 (重量5トン以上又は容積20トン以上のもの)			1,879	1,698	
包 装 品	袋 物			2,394	2,165	
	ベ ー ル 物			2,378	2,141	
	カートン ケ ー ス クレート	雑貨類・機械類 (1個当り5トン未満のもの)		2,574	2,353	
		機 械 類 (1個当り5トン以上のもの)		1,879	1,698	
		青 果 類		1,935	1,742	
		冷凍品・冷蔵品		—	3,631	
有 姿 貨 物	タ イ ヤ			1,751	1,607	
	巻 取 紙 (内地産)			1,436	1,275	
	木 材	岸壁揚のもの	原 木	米 国 材	1,311	1,169
				南 洋 材	1,737	1,598
				北 洋 材	1,398	1,254
	製 材			1,398	1,254	
	非鉄金属類 (半製品・銑鉄・地金)			2,104	1,877	
	鋼 材	一 般 鋼 材 (口径12インチ未満の鋼管含む)		2,005	1,818	
		鋼 管 (口径12インチ以上のもの)		1,705	1,547	
		コ イ ル				
石 材			2,021	1,864		
撒 貨 物	小麦					
	肥料原料			1,516	1,338	
	鉍 礦 石 (粉)					
	鉍 礦 石 (塊)			1,920	1,734	
物	特殊鉍礦石					
	砂糖			1,832	1,686	

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。
ただし、関連事業に係る行為は除きます。

① 「接岸本船内 ↔ 上屋・野積場内」の場合

(揚荷) 接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、
拼付するまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの
作業。

② 「接岸本船内 ↔ 上屋・野積場前」の場合

(揚荷) 接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、
貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に
移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員
数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と
協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を
算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
日 曜 日 ・ 祝 祭 日 荷 役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3. 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を
算出し、これらの金額を差し引きます。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%

② 3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の7%

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

① 3ヶ月以上の長期契約があること

② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること

③ 1回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

4. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき 単位円)

1日の作業機械数 による区分 昼夜区分	15人以下 (12人)	16人～ 22人 (19人)	23人～ 29人 (26人)	30人～ 36人 (33人)	37人以上 (40人)
昼間 (8時30分から 16時30分まで)	40,160	62,640	85,150	107,660	127,020
半夜 (16時30分から 21時30分まで)	62,470	97,440	132,450	167,470	197,580

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分)以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	15人以下 (12人)	16人～ 22人 (19人)	23人～ 29人 (26人)	30人～ 36人 (33人)	37人以上 (40人)
昼間 (8時30分から 16時30分まで)	318,600	496,950	675,530	854,100	1,007,690
半夜 (16時30分から 21時30分まで)	318,600	496,950	675,530	854,100	1,007,690

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

- ① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻(前日の15時)以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。
- ② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻(当日の15時)以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律)1トンにつき 8円
(3) 労働安定基金	各貨物(一律)1トンにつき 7円

7. 消費税の加算

- (1) 料金の総額に3%を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

9. その他

- (1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。
- (2) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

港 湾 荷 役 料 金 表 (船 内 荷 役 料 金)

I. 適 用 範 囲

この港湾荷役料金（船内荷役料金）は、船内荷役のみを行う場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基 本 料 金

(1 トンにつき 単位円)

品 目				金 額		
ユ ニ タ イ ズ 貨 物 等	コ ン テ ナ	実 入		4 0 8		
		空		3 4 7		
	パレタイズ貨物 バ ン パ ッ ク バッグコンテナ プレスリング			9 9 7		
	ノックダウン自動車			7 7 3		
	完 成 車 (重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)			1, 0 2 1		
	完 成 車 (重量5トン以上又は容積20トン以上のもの)			1, 0 2 1		
	包 装 品	袋 物		1, 3 1 4		
ベ ー ル 物		1, 2 6 0				
カ ー ト ン ケ ー ス ク レ ー ト		雑貨類・機械類 (1個当り5トン未満のもの)		1, 5 4 9		
		機 械 類 (1個当り5トン以上のもの)		1, 0 2 1		
		青 果 類		1, 0 2 3		
		冷凍品・冷蔵品		2, 5 7 2		
有 姿 貨 物		タ イ ヤ			1, 0 8 6	
	巻 取 紙 (内地産)			6 6 1		
	木 材	水落しのもの	原 木		4 5 0	
		岸壁揚のもの	原 木	米 国 材	6 3 2	
				南 洋 材	1, 0 9 6	
				北 洋 材	7 1 0	
	非鉄金属類 (半製品・銑鉄・地金)			1, 0 2 2		
	鋼 材	一 般 鋼 材 (口径12インチ未満の鋼管含む)		1, 1 2 8		
		鋼 管 (口径12インチ以上のもの) コ イ ル		9 5 9		
	石 材			1, 3 0 1		
撒 貨 物	小 麦			6 5 8		
	肥 料 原 料					
	鉍 礦 石 (粉)					
	鉍 礦 石 (塊)			1, 0 4 2		
	特 殊 鉍 礦 石					
砂 糖			1, 1 6 5			

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。
ただし、関連事業に係る行為は除きます。

- ① 揚荷の場合は、本船内の貨物をはしけ内又は岸壁上に取卸し、フックをはずすまでの作業。
- ② 積荷の場合は、はしけ内又は岸壁上の貨物にフックをかけ、本船に積込むまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。
ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
日 曜 日 ・ 祝 祭 日 荷 役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3. 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。
ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

- ① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%
- ② 3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の7%

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

4. 待 機 料 金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	9人以下 (7.5人)	10人～ 13人 (11.5人)	14人～ 17人 (15.5人)	18人～ 21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼 間 (8時30分から 16時30分まで)	23,690	36,320	48,950	61,580	71,070
半 夜 (16時30分から 21時30分まで)	36,850	56,500	76,140	95,790	110,550

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分)以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 最 低 料 金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	9人以下 (7.5人)	10人～ 13人 (11.5人)	14人～ 17人 (15.5人)	18人～ 21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼 間 (8時30分から 16時30分まで)	187,940	288,140	388,340	488,530	563,820
半 夜 (16時30分から 21時30分まで)	187,940	288,140	388,340	488,530	563,820

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

- ① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻(前日の15時)以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。
- ② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻(当日の15時)以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物（一律）1トンにつき 4円
(2) 労働安定基金	各貨物（一律）1トンにつき 3円50銭

7. 消費税の加算

- (1) 料金の総額に3%を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米をもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準をする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

9. その他

- (1) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、沈木作業、防波堤外荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

港 湾 荷 役 料 金 表 (沿 岸 荷 役 料 金)

(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く)

I. 適 用 範 囲

この港湾荷役料金(沿岸荷役料金)は、沿岸荷役のみを行う場合に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基 本 料 金

接岸本船船側・はしけ内 ↔ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

(1トンにつき 単位円)

品目				金 額		
				接岸本船船側・はしけ内 ↔ 上屋・野積場内	接岸本船船側・はしけ内 ↔ 上屋・野積場前	
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入		5 3 8	4 3 0	
		空		4 5 8	3 6 6	
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング			8 1 2	6 5 0	
	ノックダウン自動車			6 3 3	5 0 6	
	完 成 車(重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)					
	完 成 車(重量5トン以上又は容積20トン以上のもの)			9 5 7	7 6 6	
包 装 品	袋 物			1, 2 0 6	9 6 5	
	ベ ー ル 物			1, 2 4 3	9 9 4	
	カートン ケ ー ス クレート	雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの)		1, 1 6 0	9 2 8	
		機 械 類(1個当り5トン以上のもの)		9 5 7	7 6 6	
		青 果 類		1, 0 1 4	8 1 1	
		冷凍品・冷蔵品			1, 2 5 0	
有 姿 貨 物	タ イ ヤ			7 5 7	6 0 6	
	巻 取 紙(内地産)			8 5 1	6 8 1	
	木 材	岸壁揚のもの	原 木	米 国 材	7 4 8	5 9 8
				南 洋 材		
				北 洋 材	7 3 2	5 8 6
				製 材	7 6 2	6 1 0
	非鉄金属類(半製品・銑鉄・地金)			1, 1 9 3	9 5 4	
	鋼 材	一 般 鋼 材 (口径12インチ未満の鋼管含む)		9 8 3	7 8 6	
		鋼 管 (口径12インチ以上のもの)		8 3 6	6 6 9	
		コ イ ル				
	石 材			8 2 6	6 6 1	
	撒 貨 物	小 麦				
肥 料 原 料			9 3 8	7 5 0		
鉍 礦 石 (粉)						
鉍 礦 石 (塊)			9 7 9	7 8 3		
特 殊 鉍 礦 石						
砂 糖			7 6 3	6 1 0		

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。
ただし、関連事業に係る行為は除きます。

① 「接岸本船船側・はしけ内 ↔ 上屋・野積場内」の場合

(イ) 接岸本船船側 ↔ 上屋・野積場内の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、本船船側へ移送する作業。

(ロ) はしけ内 ↔ 上屋・野積場内の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

② 「接岸本船船側・はしけ内 ↔ 上屋・野積場前」の場合

(イ) 接岸本船船側 ↔ 上屋・野積場前の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、本船船側へ移送する作業。

(ロ) はしけ内 ↔ 上屋・野積場前の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。
ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
日 曜 日 ・ 祝 祭 日 荷 役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3. 割引料金

割引料金は、次のとおりとします。

ただし、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%

② 3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の7%

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

① 3ヶ月以上の長期契約があること

② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること

③ 1回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

4. 待機料金

待機料金は、次のとおりとします。

(1口1時間につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	4人～ 6人 (5人)	7人～ 9人 (8人)	10人～ 12人 (11人)	13人～ 15人 (14人)	16人～ 18人 (17人)	19人～ 21人 (20人)
昼間 (8時30分から 16時30分まで)	16,470	26,320	36,200	46,080	55,950	65,830
半夜 (16時30分から 21時30分まで)	25,620	40,940	56,310	71,680	87,030	102,400

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあっては8時30分、半夜荷役にあっては16時30分)以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあっては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあっては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

5. 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1口につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	4人～ 6人 (5人)	7人～ 9人 (8人)	10人～ 12人 (11人)	13人～ 15人 (14人)	16人～ 18人 (17人)	19人～ 21人 (20人)
昼間 (8時30分から 16時30分まで)	130,660	208,810	287,190	365,570	443,870	522,250
半夜 (16時30分から 21時30分まで)	130,660	208,810	287,190	365,570	443,870	522,250

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(1) 荷役手配の取消の場合

- ① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。
- ② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(2) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

6. 上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金

本料金は、次の作業を行った場合に適用します。

- (1) 上屋内（コンテナフレートステーションを含む）の貨物をその上屋内又は、戸前でコンテナに詰めるまでの作業。
- (2) コンテナ内の貨物を取り出し、上屋内（コンテナフレートステーションを含む）に拼付けるまでの作業。

(1トンにつき 単位円)

袋物・ボール物及びこれらに類似した作業能率のもの	1, 888
雑貨類・機械類（1個当り5トン未満のもの） 及びこれらに類似した作業能率のもの	1, 781
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類（1個当り 5トン以上のもの）及びこれらに類似した作業能率のもの	1, 680

7. 看貫作業料金

本料金は、貨物の看貫作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。
ただし、計量器使用及び検量立会人の費用については、本料金とは別に実費を申し受けます。

8. 仕訳作業料金

本料金は、貨物の仕訳作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。

9. はい替作業料金

本料金は、貨物のはい替作業を行った場合に適用し、当該貨物の上屋内基本料金の8割とします。

10. 上屋保管料金

- (1) 本料金は、船舶又は、はしけ積卸貨物を上屋その他の荷捌場において、一時保管する場合に適用します。
- (2) 本料金表に記載のない貨物については類似した保管内容（坪当りの収容トン数）の料金を適用します。
- (3) 本料金の計算は、貨物搬入の日から貨物搬出の日までとします。

(1日1トンにつき 単位円)

貨物分類 \ 区分	私 設 上 屋 の 場 合	公 共 上 屋 の 場 合
コンテナ（野積場）	11	7
繊維原料類	46	35
青 果	46	35
窯 製 品	55	46
その他の貨物	82	66

- (注) 1. 公共上屋の場合の上屋使用料は、条例に基づく金額を別途申し受けます。
2. コンテナについては、野積場置き料金の料金をとします。
3. 定温保管を要する貨物については、本料金の8割増、また、くん蒸を要する貨物については、本料金の2割増とします。

11. 分 担 金 等

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物（一律）1トンにつき 4円
(2) 労 働 安 定 基 金	各貨物（一律）1トンにつき 3円50銭

12. 消費税の加算

- (1) 料金の総額に3%を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

13. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。
なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。
ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。
また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

14. その他

- (1) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（長距離移送、荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

港湾荷役料金表（総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金）

I. 適用範囲

この港湾荷役料金（総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金）は、

- (1) 総トン数 1,000トン未満 500トン以上の小型船の本船内 ↔ 上屋・野積場内又は、戸前迄の荷役
- (2) 総トン数 500トン未満の小型船の本船内 ↔ 上屋・野積場内又は、戸前迄の荷役に適用します。
- ただし、(1)及び(2)に該当する小型船荷役で船内荷役のみ又は、沿岸荷役のみの場合は、当港において適用される港湾荷役料金（船内荷役料金）又は、港湾荷役料金（沿岸荷役料金）を適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

- (1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船内 ↔ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

（1トンにつき 単位円）

品 目				金 額		
				本船内 ↔ 上屋・野積場内	本船内 ↔ 上屋・野積場前	
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入		699 ⁶	592	
		空		595 ⁵⁹	504	
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング		1,565 ^{1.0}	1,441		
	ノックダウン自動車		1,215 ⁶⁹	1,119		
	完 成 車（重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの）		1,698 ⁶¹	1,552		
	完 成 車（重量5トン以上又は容積20トン以上のもの）					
包 装 品	袋 物		2,165 ²⁸	1,982		
	ベ ー ル 物		2,141 ^{17.1}	1,952		
	カートン ケース クレート	雑貨類・機械類（1個当り5トン未満のもの）		2,353 ⁵⁹	2,176	
		機 械 類（1個当り5トン以上のもの）		1,698 ⁶¹	1,552	
		青 果 類		1,742 ⁶⁰	1,588	
		冷凍品・冷蔵品			3,393	
有 姿 貨 物	タ イ ヤ		1,607 ⁶¹	1,492		
	巻 取 紙（内地産）		1,106 ⁵⁹	952		
	木 材	岸壁揚のもの	原 木	米 国 材	1,169 ²⁸	1,055
				南 洋 材		
				北 洋 材	1,598 ⁶⁰	1,487
	製 材		1,254 ⁶¹	1,138		
非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）		1,877 ⁶⁰	1,696			
物	鋼 材	一 般 鋼 材（口径12インチ未満の鋼管含む）		1,539 ⁶¹	1,445	
		鋼 管（口径12インチ以上のもの）		1,308 ⁶⁰	1,229	
		コ イ ル				
	石 材		1,864 ⁶¹	1,739		
撒 貨 物	小 麦		1,338 ^{2.6}	1,195		
	肥 料 原 料					
	鉍 礦 石（粉）					
	鉍 礦 石（塊）		1,734 ⁶¹	1,585		
特殊鉍礦石						
砂 糖		1,686 ⁶⁰	1,570			

(2) 総トン数500トン未満の小型船内 ←→ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

(1トンにつき 単位円)

品 目				金 額		
				本船内 ↔ 上屋・野積場内	本船内 ↔ 上屋・野積場前	
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入		699	559	
		空		595	476	
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング			1,056	845	
	ノックダウン自動車			823	658	
	完 成 車 (重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)					
	完 成 車 (重量5トン以上又は容積20トン以上のもの)			1,244	996	
包 装 品	袋 物			1,568	1,255	
	ベ ー ル 物			1,616	1,292	
	カートン ケース クレート	雑貨類・機械類 (1個当り5トン未満のもの)		1,508	1,206	
		機 械 類 (1個当り5トン以上のもの)		1,244	996	
		青 果 類		1,318	1,054	
		冷凍品・冷蔵品			1,625	
有 姿 貨 物	タ イ ヤ			984	788	
	巻 取 紙 (内地産)			1,106	885	
	木 材	岸壁揚のもの	原 木	米 国 材	972	777
				南 洋 材		
				北 洋 材	952	762
	製 材			991	793	
非鉄金属類 (半製品・銑鉄・地金)			1,551	1,240		
物	鋼 材	一 般 鋼 材 (口径12インチ未満の鋼管含む)		1,278	1,022	
		鋼 管 (口径12インチ以上のもの)		1,087	870	
		コ イ ル				
	石 材			1,074	859	
撒 貨 物	小 麦					
	肥 料 原 料			1,219	975	
	鉍 礦 石 (粉)					
	鉍 礦 石 (塊)					
物	特殊鉍礦石			1,273	1,018	
	砂 糖			992	793	

(3) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。
ただし、関連事業に係る行為は除きます。

① 「本船内 ↔ 上屋・野積場内」の場合

(揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送・拼付するまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

② 「本船内 ↔ 上屋・野積場前」の場合

(揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

(4) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
日 曜 日 ・ 祝 祭 日 荷 役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3. 割引料金

大口数量割引料金は、次のとおりとします。

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が1,000トン以上の場合には、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から5%を割引ます。

4. 分 担 金 等

(1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船内

←→ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物（一律）1トンにつき 8 円
(2) 労 働 安 定 基 金	各貨物（一律）1トンにつき 7 円

(2) 総トン数500トン未満の小型船内

←→ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物（一律）1トンにつき 4 円
(2) 労 働 安 定 基 金	各貨物（一律）1トンにつき 3 円 5 0 銭

5. 消費税の加算

- (1) 料金の総額に3%を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

6. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

7. その他

- (1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。
- (2) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

港湾荷役料金表（総トン数500トン未満の小型船荷役料金）

I. 適用範囲

この港湾荷役料金（総トン数500トン未満の小型船荷役料金）は、本船内 ↔ 上屋・野積場内又は、戸前迄の荷役に適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

本 船 内 ↔ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

（1トンにつき 単位円）

品 目					金 額	
					本船内 ↔ 上屋・野積場内	本船内 ↔ 上屋・野積場前
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入			6 9 9	5 5 9
		空			5 9 5	4 7 6
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング			1, 0 5 6	8 4 5	
	ノックダウン自動車			8 2 3	6 5 8	
	完 成 車（重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの）					
	完 成 車（重量5トン以上又は容積20トン以上のもの）			1, 2 4 4	9 9 6	
包 装 品	袋 物			1, 5 6 8	1, 2 5 5	
	ベ ー ル 物			1, 6 1 6	1, 2 9 2	
	カートン ケース クレート	雑貨類・機械類（1個当り5トン未満のもの）			1, 5 0 8	1, 2 0 6
		機 械 類（1個当り5トン以上のもの）			1, 2 4 4	9 9 6
		青 果 類			1, 3 1 8	1, 0 5 4
		冷凍品・冷蔵品			—	1, 6 2 5
有 限 公 司	タ イ ヤ			9 8 4	7 8 8	
	巻 取 紙（内地産）			1, 1 0 6	8 8 5	
	木 材	岸壁揚のもの	原 木	米 国 材	9 7 2	7 7 7
				南 洋 材		
				北 洋 材	9 5 2	7 6 2
	製 材			9 9 1	7 9 3	
非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）			1, 5 5 1	1, 2 4 0		
物	鋼 材	一般鋼材（口径12インチ未満の鋼管含む）			1, 2 7 8	1, 0 2 2
		鋼 管（口径12インチ以上のもの）			1, 0 8 7	8 7 0
		コ イ ル				
	石 材			1, 0 7 4	8 5 9	
撒 貨 物	小 麦					
	肥 料 原 料			1, 2 1 9	9 7 5	
	鉍 礦 石（粉）					
	鉍 礦 石（塊）					
	特殊鉍礦石			1, 2 7 3	1, 0 1 8	
砂 糖			9 9 2	7 9 3		

(1) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。
ただし、関連事業に係る行為は除きます。

① 「本船内 ↔ 上屋・野積場内」の場合

(揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送・拼付するまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

② 「本船内 ↔ 上屋・野積場前」の場合

(揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

(2) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
日 曜 日 ・ 祝 祭 日 荷 役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3. 割引料金

大口数量割引料金は、次のとおりとします。

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が1,000トン以上の場合は、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から5%を割引ます。

4. 分 担 金 等

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物（一律）1トンにつき 4 円
(2) 労 働 安 定 基 金	各貨物（一律）1トンにつき 3 円 5 0 銭

5. 消費税の加算

- (1) 料金の総額に3%を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

6. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

7. その他

- (1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。
- (2) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。